介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件) (令和4年度介護職員等特定処遇改善計画)

介護職員の処遇改善については、令和元年(2019) 10 月の消費税引上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当社においても加算算定を行っています。

当該加算を算定するあたり、次の3つの要件を満たす必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた 「見える化」を行っていること。

要件3の「見える化」に基づき、当社の取組内容を以下のとおり公表いたします。

1 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

訪問介護	通所介護	短期入所	特養
特定加算 I	特定加算Ⅱ	特定加算 I	特定加算 I
特養(短期)	グループホーム	有料 (短期)	訪問型 (総合)
特定加算Ⅱ	特定加算Ⅱ	特定加算Ⅱ	特定加算 I
通所型 (総合)	介護予防短期入所	特養(介護予防短期)	グループホーム(介護予防)
特定加算Ⅱ	特定加算 I	特定加算Ⅱ	特定加算Ⅱ
有料 (介護予防短期)			
特定加算Ⅱ			

2 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

区分	職場環境等要件項目	当社の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対	資格取得支援制度を設け、
やキャリア	する実務者研修受講支援や、より専門性の	研修費用を助成
アップに向	高い介護技術を取得しようとする者に対す	
けた支援	る喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責	
	任者研修、中堅職員に対するマネジメント	
	研修の受講支援等	
両立支援・	子育てや家族等の仕事の両立を目指す者の	職員シフト上の配慮を行
多様な働き	ための休業制度等の充実、事業所内託児施	い、対象職員全員が育児休
方の推進	設の整備	業を取得
腰痛を含む	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作	毎月開催している事故防止

心身の健康	成等の体制の整備	対策委員会で要因分析、対
管理		策等を協議し、マニュアル
		の作成と見直しを実施
やりがい・	ミーティング等による職場内コミュニケー	毎月、各事業所で会議を行
働きがいの	ションの円滑化による個々の介護職員の気	い、業務内容やケア内容を
醸成	づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	改善。